

し尿汲取り料金が変わります。

令和6年10月1日からです

平成22年に改正して以来、14年ぶりに手数料の改正が行われます。下水道の整備が進んだことから、トイレの汲取り扱ひ量は大きく減少しています。このため、汲取り事業者の経費は増加の一途をたどっていました。現在の汲取り体制の維持のため手数料の改正が行われます。

10月1日以降の申し込みから新たな料金となります。

※生活保護受給の方は、問い合わせください。

問い合わせは、役場生活課環境衛生係 73 - 3111 (内線 218、223)
または、(有) 北方産業 72 - 3186 まで。

地域区分	令和6年10月以降 の新料金	現在の料金
下水道処理区域外の家庭 (市街地周辺及び郡部にお住まいの方) ※町から36%助成後の単価です	8.32円/L	6.40円/L
事業所・官公庁	13円/L	10円/L
下水道処理区域内の家庭 (市街地にお住まいの方)	13円/L	10円/L

※ トイレや生活排水を汲取りされているご家庭では、便槽や浸透マスから、あふれ出さないように、気をつけて、早めに汲取りの依頼をしましょう！

※ 手数料については段階的な調整を検討しており、令和8年度にも再検討を予定しています。